

戦争法案強行採決と国民のたたかい

五十嵐 仁（法政大学大原社会問題研究所前教授）

〔以下の論攷は、『治安維持法と現代』No.30、2015年秋季号、に掲載されたものです。〕

「このような暴挙は許されない」と、誰もがそう思ったことでしょう。通常国会の焦点とされ、九五日間もの延長の末に九月一九日に強行採決された戦争法案（安保法案）のことです。とりわけ最終盤では、連日、国会正門前に多くの人々が集まり、激しい抗議の聲が上がりました。

それを無視する形で採決が強行されたのです。

法律が成立した後の世論調査で、八割もの人が「審議尽くされていない」（共同七九・〇％）、「十分に説明していると思わない」（同前八一・六％）、「説明不十分」（読売八二％、毎日七八％）、「審議不十分」（産経七八・四％）などと異議を唱えているのも当然でしょう。

戦争法案が国会に提出されたのは五月一五日でした。成立したのは九月一九日ですから、約四ヵ月間の審議になります。通常国会の会期は六月二四日まででしたが、六月二二日に九五日間延長され、九月二七日までとされました。

衆参両院での審議時間はあわせて二二〇時間に達しました。しかし、今回の法案は現行の一〇本をまとめて改正する一括法「平和安全法制整備法案」と、いつでも自衛隊を海外に派遣できる新法「国際平和支援法案」の成立でした。合計一一本の改正と成立ですから、一本あたりにすれば二二時間にすぎません。国の基本的なあり方を左右する法案の審議時間としては極めて不十分だったと言わべきです。

しかも、審議の過程では答弁が二転三転し、審議の中断は衆参両院で二二五回を数えました。行政府の長である安倍首相が立法院の議員に「早く質問しろよ」「そんなこと、どうでもいいじゃん」などというヤジを飛ばしたこともあります。八割もの国民が「説明不十分」と感じた背景には、このような誠実さを欠いた不真面目な答弁ぶりにもありました。

一、国会での審議・採決を通じて何が明らかになったのか

二重の意味で破壊された立憲主義

このような審議を通じて明らかになったのは、二重の意味で憲法違反だという事実でした。一つは、歴代内閣によってこれまで憲法上認められないとされてきた集団的自衛権の行使を容認し、自衛隊を海外に送り出して戦争できるようにするという内容上の違憲です。

もう一つは、憲法の改正手続きを経ることなく内閣の憲法解釈を変えることでこれを実現してしまったという手続き上の違憲でした。憲法を改正しなければ行使できないから改憲が必要だとされてきたのに、正規の改正手続きを経ることなく行使できるようにしてしまったのですから、「裏口入学だ」と批判されたのも当然です。

六月四日の衆院憲法審査会に参考人として出席した三人の憲法学者は、自民党が推薦した長谷部恭男早稲田大学教授を含めて全員「憲法違反だ」と証言しました。東京新聞が全国の大学で憲法を教える教授ら三二八人にアンケートを実施した結果、「合憲」だというのはたったの七人（三％）にすぎず、「憲法違反」は九割に上っています。

それに、憲法第九八条と第九九条違反という問題もあります。第九八条は憲法の最高法規制を定め、「その条規に反する法律……の全部又は一部は、その効力を有しない」ことを明らかにしています。戦争法は内容と手続きの両面で憲法に違反していますから、たとえ成立しても法律としての「効力を有しない」ことになります。

また、第九九条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」として、憲法尊重擁護義務を定めています。憲法に違反する法案を提出し、その成立を図ることは許されず、安倍内閣の閣僚もそれを成立させた国会議員も憲法尊重擁護義務に違反していたことになります。

憲法に基づく政治運営という原則が立憲主義です。このような原則が侵されれば国の土台が崩れてしまいます。憲法違反の法律を廃止し、そのような法律を制定させた行政と立法のあり方を正すことによって立憲主義を回復することは、国の土台を立て直すための最優先の課題だと言わなければなりません。

否定された「平和国家」としてのあり方

この法案の提出にあたって、安倍首相は憲法の理念としての平和主義も専守防衛という国是も変わらないと強調しました。この法案は「平和安全法制」の整備を目指すもので戦争法案と

いうのは不当なレッテル張りだと反論していました。しかし、これは真つ赤な嘘です。

この法律によって、自衛隊はいつでも、どこでも、たとえ先制攻撃による無法な戦争であっても、それが「存立危機事態」であると認定されれば集団的自衛権の行使によって、「重要影響事態」と判断されれば重要影響事態法によって、国際の平和に関わるものだとなれば国際平和支援法によって、自衛隊を海外に派遣することが可能になります。

そこで「後方支援」という名目の平たん活動に従事し、時には治安維持や捜索・救助活動を行ったり任務遂行のために武器を使って戦闘行動に加わったりすることになります。これは戦争への参加そのものではありませんか。

しかも、集団的自衛権の行使容認の理由とされたホルムズ海峡の機雷封鎖解除について安倍首相は「具体的に想定しているものではない」と答弁し、半島有事における日本人母子を輸送する米軍艦の防護について、中谷防衛相は邦人が乗っているかどうかは「絶対的なものではない」と答えました。集団的自衛権行使容認が必要な具体例として示されていたケースですが、いずれも否定されたことになります。

それならなぜ、このような法律が必要なのでしょう。法律が必要とされる具体的な根拠、すなわち「立法事実」が存在しないことになります。それらは単なる口実にすぎませんでした。法律の目的は他にあったのです。

中東地域や南シナ海などで多国籍軍や有志連合の一員として米軍などを助け、肩代わりする

ことが真の目的なのです。戦争法で可能になる自衛隊の任務の拡大は、「第三次アームテージ・ナイ」報告で求められている内容と見事に一致していました。

日本が攻撃されていなくても、米国などの要請によって戦争に加われるようにするための準備が法整備の真の狙いなのです。まさに「戦争法」そのものではありませんか。そのような法律の成立によって、「平和国家」としての日本のあり方も専守防衛という国是も根底から覆られてしまったことは否定できません。

踏みにじられた議会制民主主義

戦争法案の採決のやり方も減茶苦茶でした。議会制民主主義が踏みにじられ、法成立のための手続き上の瑕疵があったことは誰の目にも明らかです。

戦争法案は七月一六日の衆院本会議で野党が退席して抗議の意思を表明するなか、自民党と公明党の賛成で採択され参院に送付されました。参院では九月一五日の中央公聴会、翌一六日の地方公聴会を経て一七日に特別委員会で採決が強行されます。参院本会議は、翌一八日から一九日未明にかけて開かれ、与党の自民・公明両党と野党の次世代の党、日本を元気にする会、新党改革の賛成で成立しました。

この間、地方公聴会の内容が委員会に報告されることも、それを反映した質疑が行われるこ

ともありませんでした。本会議では野党の抵抗を阻むために発言時間を制限する動議が採択されています。とりわけひどかったのは、特別委員会での採決の強行です。

委員会が再開されて鴻池祥肇委員長が着席した途端、自民党の若手議員が周りを取り囲み、大混乱の中で五回も採決されたことになっています。しかし、速記録には「議場騒然、聴取不能」としか書かれていません。委員には委員長の言葉は聞こえず、委員長は委員の様子を見ることができなかったでしょう。委員長を囲む輪の中にいた自民党の佐藤正久筆頭理事が手を上げて合図を送る様子がテレビに映っていました。

まともな議事運営が行われなかったことは明らかで、到底法案が採択されたとは言えません。議事運営続きの瑕疵があったことは否定できず、「安保関連法案採決不存在の確認と法案審議の再開を求める申し入れ」（メール署名）に五日間で三万人以上の署名が集まったのも当然でしょう。

二、戦争法成立の背景にはどのような問題があったのか

小選挙区制の害悪

こうして戦争法は成立しました。そこにはどのような背景や問題があったのでしょうか。

その第一は、小選挙区制による害悪です。この選挙制度によつて二重の意味での「一強多弱」体制ができあがつた点に大きな問題があります。

世論調査をすれば五割が法案に反対で成立を評価せず、六割が憲法に違反しているとし、審議が尽くされていないという意見も八割近くに上っています。説明不十分という意見にいたつては八割を超える調査もありました。それなのに、法案は成立してしまいました。国会では賛成派が衆院で三分の二以上、参院で過半数以上の議席を持つてゐるからです。

その理由は、第一党に有利になる小選挙区制にあります。参院の一人区も事実上の小選挙区ですから同様の問題を抱えています。昨年の総選挙では、有権者のうち自民党に投票した割合（絶対得票率）は小選挙区で二四・五％、比例代表で一七・〇％にすぎませんでしたが、自民党が圧勝しました。小選挙区で四八％の得票率なのに七五％の議席を占めたからです。

このような選挙制度の下では、多数党の候補者として公認されるかどうかが決定的な意味を持ちます。公認権を持つ執行部の力が強まり、異論があつても楯突くことができなくなります。反対すれば対立候補を立てて「刺客」を送り込まれることを、「郵政選挙」の時に思い知らされました。こうして、自民党内でも官邸や執行部の力が強まる「一強多弱」体制が生まれたのです。このような政治的効果を生んだのも、小選挙区制による大きな害悪だったと言えるでしょう。

自民党の変貌

第二に、その結果として自民党が変貌してしまいました。主導権（ヘゲモニー）が「本流派閥」から「傍流派閥」へと移ったからです。前者は吉田茂の流れを汲み比較的反ベラルでハト派でしたが、後者は岸信介の末裔でどちらかといえば右翼的でタカ派だという特徴がありました。

60年安保闘争によって戦前モデルを否定された自民党は、現行憲法を前提に現状対応を図る路線を採用し、それが「本流」となりました。これに対して、戦前モデルを念頭に憲法改正と再軍備をめざして戦後憲法体制の修正を図ろうとする勢力は少数派となり、自民党内では「傍流」に追いやられます。

しかし、右肩上がりの経済成長が終わり、新自由主義が登場し、軍事大国化が強まるなかで、政界再編や新党結成によって「保守本流・ハト派・吉田」の流れを汲む勢力や個人が自民党外に流出し、次第に「保守傍流・タカ派・岸」の勢力の比重が高まっています。その転換点は森喜朗政権の成立でしたが、政策内容や政治手法の点では小泉政権が画期だったと思われます。

このような転換によって、「保守本流」の解釈改憲路線は明文改憲と実質（立法）改憲を合わせた総合的な改憲路線に変わり、経済重視路線は政治主義路線へと転換し、憲法上の制約を盾に一定の抵抗を示しつつ協調してきた対米協調路線も制約自体を取り払って米国に追従する対

米従属路線へと変化してきました。

さらに、「保守本流」の政治手法の特徴だった合意漸進路線などを見る影もありません。野党や国民との合意は問題とされず、独善的で強権的な手法が強まってきました。安倍政権に対する国民の批判と反発は、民意に耳を傾けず異論を封じる手法や強引な国会運営に対しても向けられています。

マスメディアの分化と後押し

第三に、このような政治の変化に警鐘を鳴らし、権力を監視するべきマスコミのあり方にも大きな変化が生まれました。特にNHKのニュース報道や読売新聞、フジ・サンケイグループによる報道には大きな問題があります。政府の応援団として戦争法の成立を後押しする役割を演じたことは、マスメディアとしての大きな汚点にほかなりません。

すでに、第二次安倍内閣になってから舂井勝人NHK会長が就任し、「政府が『右』と言っているのに我々が『左』と言うわけにはいかない」と述べて問題になっていました。今回も与党の言い分ばかり伝え、ことさらに賛成派のデモを取り上げたり、国会周辺の抗議活動を見做したり扱いを小さくしたりするなど、NHKのニュースには大きな問題がありました。

新聞は賛成と反対に大きく分かれました。前者は『読売新聞』『日経新聞』『産経新聞』『夕刊

フジ』などで、後者は『朝日新聞』『毎日新聞』『東京新聞』『日刊ゲンダイ』などです。地方紙の大半も戦争法案に批判的な論調でした。とりわけ、『東京新聞』は一面や「特報」面で法案の問題点や反対運動について詳細な記事を掲載し、ジャーナリズムとしての本来のあり方を示しました。

また、共産党の『しんぶん赤旗』は政党機関紙ですが、日曜版には自民党や官僚OB、改憲派の政治学者、公明党や創価学会員なども登場し、大きな注目を集めました。政党機関紙の枠にとらわれない進歩的ジャーナリズムとしての存在感を発揮したことは高く評価して良いでしょう。

三、たたかいの到達点と今後の展望

実証された「反響の法則」

戦争法案に対しては、かつてない規模での大きな反対運動が生まれました。太鼓を強く打てば強く響くような「反響の法則」が実証されたように見えます。

元最高裁長官や判事、内閣法制局長官の経験者などをはじめ、幅広い階層や年齢の人々が立ち上がりました。地方自治体の議会で反対や慎重審議の決議や要望書が採択され、議員とも

に普通の市民などが運動の輪に加わりました。国会で参考人として証言したSEALDsの奥田愛基さんは、全国二〇〇〇カ所以上で数千回の抗議行動が取り組まれ、一三〇万人以上が参加したと述べています。

デモと集会は「三・一一」後の脱原発・再稼働反対運動で再生し、秘密保護法制定阻止の運動に引き継がれ、今回の戦争法案反対のたたかいで大きく飛躍しました。もはやデモは一部の人々の特別な行動ではなく、普通の人々の日常的な表現手段になりました。それは全国津々浦々に拡大し、町内や村内など身近な生活の場でも気軽に取り組まれています。

集会の開き方も変わりました。官邸前や国会周辺で定期的に開かれ、有名無名の人々が発言し、「わたし」を主語として自分の言葉で語られたスピーチは聞く者の胸を打ちました。非暴力のパレードやサウンドデモ、ラップ調のコール、ふらっと参加できる気安さ、視覚的なカッコよさなども、これまでにない特徴です。

自発的な個人の参加が目立ったと言われていますが、同時に注目すべきなのはSEALDs（シールズ、自由と民主主義のための学生緊急行動）、SADL（民主主義と生活を守る有志）、高校生のTHE SOWL（ティーンズソウル）、MIDDLES、OLDSや「ママの会」などの新しい団体の結成が相次いだことです。

そして、これらの新組織と労働組合などの旧組織が連携し協力したことも大きな特徴でした。労働組合の姿が見えにくかったのは、動員型での参加が少なかっただけでなく裏方として運動

を支えていたからで、個人として集会に参加した組合員も多かったのではないのでしょうか。

大衆運動の「新しい質」

このようなデモの復権と集会のモデルチェンジを通じて、大衆運動における「新しい質」が生み出されました。これは戦争法案反対運動が獲得した大きな成果です。

第一に、大衆運動における共同の実現です。今回のたたかいを担った「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」（総がかり行動実行委員会）は「戦争をさせない1000人委員会」（1000人委員会）、「解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会」（壊すな！実行委員会）、「戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター」（憲法共同センター）という三団体の合流によって誕生した共闘組織でした。

この「総がかり行動実行委員会」は、市民運動団体である「壊すな！実行委員会」を仲立ちとし、連合系団体の「平和フォーラム」が事務局を担当する「1000人委員会」と全労連が事務局になっている「憲法共同センター」の連携によって運営されていました。このような形で共闘が実現したのは画期的だったと言って良いでしょう。

第二に、青年や学生、女性などが立ち上がったことです。「総がかり行動実行委員会」とともに運動を推進したのはSEALDsでしたが、これらの学生が参加してきた背景には自らの貧困と

将来への不安があったように思われます。六〇年や七〇年の安保闘争での学生は使命感に基づく「他者」のための運動であったため、その後、潮が引くように沈静化しました。しかし、今回は「自己」の未来をかけた運動なのです。途中で投げ出すわけにはいかず、これからも沈静化することはないでしょう。

また、このような若者と高齢者、個人と組織、地方・地域と国会周辺での取り組みが呼応するような形で展開されました。この両者が連動して運動の幅を広げ、質を高めることになったように思われます。

これは安保闘争などこれまでの社会運動とは根本的に異なる点です。運動の拡大や情報の受信と発信においてインターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）などが社会運動の武器として大きな威力を発揮した最初の例だったと言えるでしょう。

戦争法廃止の連合政府の実現

激しい反対運動や世論を無視して戦争法が成立しました。今後は憲法九条の空文化か、それとも戦争法の空文化かという対決が本格化することになります。戦争法の発動を阻み、その廃止を求める運動を継続させながら憲法裁判を提起して世論を喚起し、各種の選挙で戦争法に賛成した議員や政党への落選運動を展開することが必要です。

このようなたたかいの集約点は来年の参院選であり、そこでの勝利には野党間の協力が欠かせません。とりわけ、野党第一党の民主党とこの間のたたかいをリードしてきた共産党との連携・協力、いわば「民共合作」が重要です。

このようななかで、共産党は戦争法廃止の国民連合政府の実現と来年の参院選に向けての選挙協力を呼びかけました。暫定政府への入閣は条件にせず、戦争法廃止という一点での共闘だといいます。その実現に向けて、各野党間の協議も始まりました。その帰趨こそ、今後の日本の運命を決することになるでしょう。

参院の与野党差は二八ですから、一五議席が入れ替われれば逆転することになります。東京新聞は選挙協力が実現すれば八つの一人区で与野党が入れ替わると試算しています。今回改選される議員が当選した二〇一〇年参院選では、直前に菅首相が消費税一〇％発言を行って民主党が大敗し、自民党が圧勝しました。この時の共産党は三議席の当選にとどまりましたが、前回の二〇一三年参院選では五議席増の八議席になっています。これらの事情を勘案すれば、与野党逆転の可能性は十分にあります。

JNNの世論調査では、野党間の選挙協力の実現に「期待する」と答えた人が三七%に上りました。そのカギを握っているのは民主党です。民主党は「右のドア」を閉めて「左のドア」を開けるべきです。力を合わせなければ政権交代は無理であり、共産党との協力なしには国民の期待に応えられません。

歴史の教訓

今後の運動を發展させるためには歴史の教訓を振り返り、それに学ぶ必要があります。ファシズムとの対決ではフランスでの反ファシズム統一戦線結成やスペインでの人民線政府の経験が参考になるでしょう。いずれも反ファシズムという一点での合意に基づく社会党と共産党などの統一戦線の結成でした。

アジアでも同じような共同の経験があります。それは中国における国民党と共産党との連携・協力としての「国共合作」です。これは二度にわたって国民党と共産党との間で結ばれた協力関係のことです。このような統一戦線の結成なしには、中国革命と抗日戦争の勝利もなかったでしょう。

また、民主党の再生と政権への復帰という点では、フランス社会党の経験が役に立ちます。フランス社会党は一九六八年の五月革命直後の総選挙で大敗し、従来の党を解消して左派連合を母体にした新たな社会党に移行することを決定します。一九七一年のエピネ大会で第一書記には共産党との連携を主張するミッテランが就任し、ユーロコミニズム路線のフランス共産党と共同政府綱領を結んで一九八一年の大統領選挙で勝利しました。

ここに紹介したどちらの例も、共産党との連携に活路を見出した点が共通しています。民主

党は何故、このような歴史的な成功事例に学ぼうとしないのでしょうか。

こう言うと、共産党と手を組めば支持が減るのではないかと心配する方もおられるかもしれません。しかし、それは時代遅れの杞憂です。共産党との連携はマイナスになるどころかプラスになるということが、沖縄での選挙や戦争法案反対のたたかいなどで示されている現実の姿なのです。

むすび―新しい政治を目指す新しい運動を

政治が変わりつつあります。その土台となっている社会も変わり始めました。本格的な政権交代の準備がすでに始まっているのです。

二〇〇九年の政権交代は、一時的なブームによる「風」頼みの成功例でした。これからの政権交代は、「草の根」の「市民」に支えられたものとなるでしょう。政治について知り、学び、発言し、行動する「市民」の誕生によって、いま新しい「市民革命」が始まろうとしています。平和で民主的、自由で豊かな社会を実現し、それを次の世代に手渡すことこそ、今を生きる私たちの責任です。その責任を果たすために、できるところで、できることをやろうではありませんか。

高齢者の知恵と経験を生かし、現役世代を励まし、若者と女性のエネルギーを引き出すこと

で、気軽にふらりと立ち寄って誰でも参加できるような軽やかな運動を作り出しましょう。戦争法廃止の暫定国民連合政府を実現して新しい政治を生み出し、日本を救うことができるかどうかは、そのことにかかっているのですから……。